内部取引以外の内部取引をいう。以下この項において同じ。）に係る第三項に規定する財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から四十五日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出がなかつたとき、又は居住者に同時文書化対象内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出がなかつたときに」に、「内部取引」を「同時文書化対象内部取引」に改め、「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　国税庁の当該職員又は居住者の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、居住者に同時文書化免除内部取引（第四項の規定の適用がある内部取引をいう。以下この項において同じ。）に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）又はその写しの提示又は提出を求めた場合において、その提示又は提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類又はその写しの提示又は提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示又は提出がなかつたときに、当該居住者の同時文書化免除内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該居住者の当該同時文書化免除内部取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類を検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

第四十一条の十九の五第二項の次に次の二項を加える。

3　その年において内部取引がある居住者は、当該内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類として財務省令で定める書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を、その年分の所得税に係る確定申告期限までに作成し、又は取得し、財務省令で定めるところにより保存しなければならない。

4　居住者のその年の前年の一の国外事業所等との間の内部取引（当該居住者がその年において当該一の国外事業所等を有することとなつた場合には、その年の当該一の国外事業所等との間の内部取引）が次のいずれにも該当する場合又はその年の前年の当該一の国外事業所等との間の内部取引がない場合として政令で定める場合には、当該居住者のその年の当該一の国外事業所等との間の内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類については、前項の規定は、適用しない。

一　内部取引の対価の額とした額の合計額が五十億円未満であること。

二　内部取引（特許権、実用新案権その他の財務省令で定める資産の譲渡若しくは貸付け（資産に係る権利の設定その他他の者に資産を使用させる一切の行為を含む。）又はこれらに類似する取引に相当するものに限る。）の対価の額とした額の合計額が三億円未満であること。

第四十二条第一項中「行う店頭デリバティブ取引」の下に「（当該店頭デリバティブ取引に含めて証拠金の計算を行うことができる取引として財務省令で定める取引を含む。以下この項において同じ。）」を加え、同条第十項中「の店頭デリバティブ取引」の下に「（第一項の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する財務省令で定める取引を含む。以下この項において同じ。）」を加える。

第四十二条の二第二項第一号中「締約者」の下に「その他外国の機関への租税に関する情報の提供に関する規定として政令で定める規定により外国の機関に対して当該情報の提供を行うことができることとされている場合における当該外国」を加える。

第四十二条の二の二第一項から第三項までの規定中「、第二十九条の三第四項若しくは第五項」を削り、同条第四項中「、第二十九条の三第四項若しくは第五項」及び「、第二十九条の三第七項から第十一項まで」を削る。

第四十二条の三第一項及び第三項中「第三十三条の五第一項」の下に「、第三十五条第八項」を加え、同条第四項第二号中「、第二十九条の三第四項に規定する特定外国新株予約権の付与に関する調書若しくは同条第五項に規定する特定外国株式の異動状況に関する調書」を削り、同項第五号及び第六号中「、第二十九条の三第七項」を削る。

第四十二条の四第六項第二号イ中「第四十二条の六第七項から第九項まで」を「第四十二条の六第三項から第五項まで」に、「及び第三項、第四十二条の十一第二項及び第三項、第四十二条の十二第二項、第四十二条の十二の二」を「、第四十二条の十一第二項、第四十二条の十二第二項、第四十二条の十二の二、第四十二条の十二の三第二項」を「第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」を「並びに第四十二条の十二の四」に改め、同条第八項中「に、これら」を「にこれら」に改める。

第四十二条の五第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、「第一号に掲げる減価償却資産を」を削り、「同号イからハまで」を「及び第一号」に改め、「及び第二号に掲げる減価償却資産を住宅の用に供した場合」及び「及び第六項」を削り、「次項及び第十二項」を「同項及び第十項」に改め、同項各号を次のように改める。

一　太陽光、風力その他の化石燃料（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される燃料をいう。）以外のエネルギー源（以下この号において「非化石エネルギー源」という。）から電気若しくは熱を得るため又は非化石エネルギー源から燃料を製造するための機械その他の減価償却資産で非化石エネルギー源の利用に資するものとして政令で定めるもの（太陽光を変換して電気を得るための機械その他の減価償却資産で電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第二条第五項に規定する認定発電設備に該当するものを除く。）

二　エネルギー消費量との対比における性能の向上又はエネルギー消費に係る環境への負荷の低減に資する機械その他の減価償却資産として政令で定めるもの（前号に掲げるものを除く。）

第四十二条の五第二項中「にエネルギー環境負荷低減推進設備等」の下に「（車両及び運搬具を除く。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、同条第五項中「次条第十二項」を「次条第七項」に改め、「、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項」を削り、同条第六項及び第七項を削り、同条第八項中「及び第六項」を削り、同項を同条第六項とし、同条第九項中「第六項又は」を削り、同項を同条第七項とし、同条第十項中「及び第六項」を削り、同項を同条第八項とし、同条第十一項中「に、同項」を「に同項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「、同項」を「同項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十三項を同条第十一項とし、同条第十四項を同条第十二項とし、同条第十五項中「第八項から第十三項まで」を「第六項から第十一項まで」に、「第七項」を「第五項」に改め、同項を同条第十三項とする。

第四十二条の六第一項中「第七項」を「第三項」に改め、同条第二項中「以下第十項まで」を「第四項」に、「第四十二条の十二の五第一項に規定する特定生産性向上設備等」を「生産性向上設備等（生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品並びに政令で定めるソフトウエアで、同法第二条第十三項に規定する生産性向上設備等に該当するもののうち政令で定める規模のものをいう。）」に改め、「この項」の下に「及び第四項」を加え、「第八項」を「第四項」に改め、同条第三